

平成 22 年度予算の年内編成を求める件

政府は、来年度予算の編成に際し、これまでの予算編成や税制改正作業のあり方を大幅に見直すとしております。

また、行政刷新会議による事業仕分けでは、これまで国が行っていた事業のいくつかを地方に移管する方針を示し、地方交付税についても「抜本的見直し」との方向を示しました。

このような方針で平成 22 年度予算が編成されれば、来年度の地方自治体の予算編成にも大きな影響を与えることとなります。地方自治体は政府の予算編成を受け、速やかに平成 22 年度予算を編成し、国民生活の維持・向上や、地域経済の活性化に向け、これを適切に執行していかなければなりません。

よって政府におかれては、今日の厳しい経済状況に対応するためにも、地方自治体が速やかに予算編成を行うことができるよう、平成 22 年度予算を年内中に確実に編成されるよう強く求めるものであります。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 21 年 12 月 10 日

内閣総理大臣
国家戦略担当大臣
総務大臣
財務大臣
内閣官房長官
行政刷新担当大臣 様

仙台市議会議長 野 田 讓